

紀の川市広げようこころの輪手話言語条例

平成30年 1月19日

条例第1号

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものである。

手話は、音声言語ではなく、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、豊かな社会生活を営むために、手話を大切に育んできた。

しかし、これまで手話は言語として認められず、手話を使用することができる環境も整っていなかった。そのため、ろう者は学校や職場において必要な情報を得ることも十分なコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であると位置付けられた。

紀の川市においても、手話を言語として認識し、手話への理解の輪を広げ、全ての市民が心豊かに生活することのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関して基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現及び社会参加を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障害者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の理解及び普及は、ろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げる施策及び手話を使いやすい環境とする施策の推進に努めるものとする。

2 市は、手話を使用する職員が増えるよう研修に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者、公的病院及び公的機関（以下「事業者等」という。）は基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者等は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項

(2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

(3) 手話による意思疎通の支援に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(協議の場)

第8条 施策の推進方針を策定又は変更する場合、市長は、ろう者、手話通訳者その他関係者から広く意見を聴くため、それらの者との協議の場を設置しなければならない。

(学校における理解の促進)

第9条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供及び手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。